

あきる野市若竹・増戸学童クラブ運営業務委託（債務負担行為）に係る
プロポーザル実施要領

I 事業概要

（1）目的

あきる野市では、子育て世帯の支援のため、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図る事業として、学童クラブを設置している。

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の実施に当たり、民間における専門性を生かし、さらなるサービスの向上を目指すとともに、こどもや保護者の期待に応えられる意欲と能力のある事業者を選定することを目的とする。

なお、学童クラブ運営業務のほか、こどもの社会性を養う場として、学童クラブ室等を活用し、乳幼児親子・18歳未満の児童の居場所作り事業を行うものとする。

（2）件名 あきる野市若竹・増戸学童クラブ運営業務委託（債務負担行為）

（3）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（4）履行場所

ア 学童クラブ事業

名称	所在地	受入想定人数	支援単位数	開設場所
若竹学童クラブ第1	あきる野市野辺 1123番地	100	2	若竹学童クラブ2階
若竹学童クラブ第2		40	1	東秋留小学校内
増戸学童クラブ第1	あきる野市伊奈	31	1	増戸会館1階
増戸学童クラブ第2	1157番地5	60	1	増戸会館2階
増戸学童クラブ第3	あきる野市伊奈 1173番地	64	1	増戸小学校内

※都型学童クラブ事業を基本とするが、令和9年度をもって都型学童クラブ事業が終了した場合、令和10年度から東京都認証学童クラブ事業に移行する可能性がある。その場合、受入想定人数及び支援単位数が変更となる。

イ 乳幼児親子・18歳未満の児童の居場所作り事業

名称	所在地等
若竹学童クラブ	若竹学童クラブ内
増戸学童クラブ	増戸学童クラブ第3内及び増戸小学校図書室

（5）契約期間

ア 開設準備期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

イ 運営委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

2 提案限度額 413,348千円

(提案限度額内訳)

令和8年度（開設準備経費）	1,759千円
令和9年度	126,174千円
令和10年度	137,773千円
令和11年度	147,642千円
計	413,348千円

※提案限度額は障がい児等受入に係る人件費等を含む。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、専門知識、技術力、支援体制、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているか否かを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリングの内容を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本事業は、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに資するよう運営を行う事業であることから、事業実施に必要な様々な適性を有する事業者を選定する必要があるため。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

(4) 令和8年7月16日(木)から9月10日(木)までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年あきる野市通達第37号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(5) 令和8年4月1日現在、東京都内において、放課後児童健全育成事業に関し、地方公共団体からの業務を受託(指定管理者の指定を含む。)又は当該事業を実施しており、かつ、その業務を履行(実施)した実績が1年以上あること。

6 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書(様式第1号)等の書類を次のとおり提出すること。

(1) 申込みに係る提出書類

	書類名	提出 部数	備考
1	参加申込書 (様式第1号)	正本 1部	
2	法人等概要書	正本 1部	
3	法人等のパンフレット	1部	最新のもの
4	法人等履歴事項全部証明書	原本 1部	応募申込日から3か月以内に発行されたもの
5	同種・類似事業の運営状況 (様式第7号)	正本 1部	※参考様式 本様式の項目を兼ねるものであれば、 自由様式での提出を可とする。

(2) 提出期限 令和8年7月30日(木) 午後5時

(3) 提出場所 あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係

(4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、必着)

7 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているか否かを審査し、参加資格の結果について、令和8年8月3日(月)に参加資格審査結果通知書(様式第2号)により、参加希望者に通知する。

8 辞退届

参加申込書(様式第1号)を提出後に参加を辞退する場合には、速やかに参加辞退届(様式第3号)を次のとおり提出すること。

(1) 提出場所 あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係

(2) 提出方法 持参又は郵送

9 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問票（様式第4号）に記載し、次のとおり提出すること。

- （1）提出期限 令和8年8月10日（月） 午後5時
- （2）提出場所 あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係
- （3）提出方法 電子メール又はFAX ※必ず受信確認を行うこと。
- （4）回答方法 参加者全員に対して、令和8年8月18日（火）に電子メール又はFAXにより行う。

10 提出書類の作成及び提出

（1） 企画提案に係る提出書類

参加申込書（様式第1号）等の提出後、企画提案書等の書類を次のとおり提出すること。

	書類名	提出 部数	備 考
1	企画提案書（任意様式）	正本 1部 ・ 副本 10部	あきる野市学童クラブでの運営を実施する上での考え方や事業の進め方等について、任意の様式により「11 審査方法（1）審査基準及び配点」に示す審査項目に沿って作成すること。 作成に当たっては、表紙を含めてA4判用紙両面（文字は11ポイント程度）10枚以内（裏表20枚以内）で簡潔にまとめること。 また、項目ごとにインデックスを貼るなどして見やすいものとする。
2	価格提案書（様式第5号）	正 本 1部	価格提案書の金額は、様式第5号添付様式1～3の金額と一致させること。
3	見積書（開設準備経費） （様式第5号添付様式1－1、1－2）	正本 1部	令和8年度中（令和9年1月から令和9年3月まで）の開設準備経費
4	見積書（運営に係る基本額） （様式第5号添付様式2－1、2－2）	正本 1部	令和9年度から令和11年度までのもの
5	見積書（障がい児等受入に係る経費） （様式第5号添付様式3－1、3－2）	正本 1部	令和9年度から令和11年度までのもの

(2) 各書類作成時の留意事項について

ア 企画提案書

(ア) 企画提案書は、業務における取組方法を明示するものとする。なお、具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された取組方法を反映しつつ、市と協議の上、開始することとする。

(イ) 企画提案書は、文書での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。

イ 見積書（様式第5号添付様式）

(ア) 見積書は、開設準備経費（添付様式1）、運営に係る基本額（添付様式2）、障がい児等受入に係る経費（添付様式3）をそれぞれ作成すること。

(イ) 見積書の金額は、価格提案書（様式第5号）の金額と一致させること。

(ウ) 障がい児等受入に係る経費については、次の「令和9年度障がい児等受入想定」に基づき、児童2人につき1人の職員を配置した場合の金額を記載すること。ただし、契約に当たっては、障がい児等受入に係る職員1人当たりの月額報酬額で単価契約し、実際に加配する人数については、市と協議の上、決定することとする。

令和9年度障がい児等受入想定（単位：人）

	若竹学童クラブ	増戸学童クラブ	計
児童数	6	4	10

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時15分

イ 提出場所 あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、必着）

II 審査方法

審査は、本プロポーザルのために組織された審査委員会において、提出された企画提案書等について、次の（1）及び（2）に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。ただし、参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

(1) 審査基準及び配点

審査項目	審査事項	配点	項目点
運営方針	学童クラブ運営方針について	10	20
	学童クラブにおける SDGs の取組について	10	
組織 職員体制	職員の安定的な確保の取組・考え方	50	100
	職員の欠勤、欠員等の緊急時の対応について		
	職員の資質向上についての取組・考え方	30	
	施設の運営をサポートする法人本部の取組	20	

審査項目	審査事項	配点	項目点
管理体制	安全対策の取組・考え方	50	100
	児童の安全確保のための取組・職員の意識について		
	災害等の緊急時の対応について	30	
	衛生管理・アレルギー等への対応について	20	
運営	職員配置計画・職員配置の考え方	50	130
	児童の健全育成に対する基本的な考え方	20	
	児童の自主性・社会性を培うための取組		
	障がい児や配慮を必要とする児童への対応	20	
	保護者対応や保護者との向き合い方に対する考え方	20	
	学校・地域社会との連携・関わりについて	20	
自由提案	市の学童クラブ事業に資する提案 乳幼児親子・18歳未満の児童の居場所作り事業に資する提案等	30	30
価格点	配点（20点）×（最低提案見積額÷提案見積額）	20	20
合 計		400	400

（２）評価係数

価格点以外の採点は、配点に評価係数を乗じて行う。評価係数は、次のとおり、審査事項に対する５段階の評価に応じて決定する。

評 価	基 準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

（３）プレゼンテーション及びヒアリングの開催日等

ア 開催日 令和８年９月１０日（木）

イ 開始時間 後日通知する。

ウ 場所 あきる野市役所庁舎内を予定

エ 所要時間 １事業者につき、４０分以内とする。

・プレゼンテーション ２５分以内

・質疑応答 １５分以内

オ 内容 企画提案書の説明

カ 説明者 本業務の担当予定者が説明及び回答を行うものとし、会場に入室できるのは、３人以内とする。

キ 使用機器 プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。

(4) 評価・採点の留意事項

- ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為が認められた場合は、失格とし、選考対象から除外する。
- イ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、提案額が低い者を選定する。なお、提案額が同じ場合は、くじ引とする。
- ウ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。
- エ 審査委員会における審査の内容は公表せず、異議申立ては受け付けないものとする。

12 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項 目	日 程
公示（案件公表）	令和8年 7月16日（木）
参加申込書の提出期限	令和8年 7月30日（木）
資格審査・結果通知	令和8年 8月 3日（月）
質問の受付期限	令和8年 8月10日（月）
質問に対する回答期限	令和8年 8月18日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年 8月28日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年 9月10日（木）
審査結果の通知（発送）	令和8年 9月下旬頃
契約の締結及び審査結果の公表	令和8年10月中旬頃

13 審査結果の通知及び公表

令和8年9月10日（木）に開催する審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、審査結果については、受託候補者として特定した者との契約締結後に、その者の名称、点数及び採点結果を市ホームページで公表する。

14 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに手続を行い、契約を締結する。また、仕様書の内容については、提案された内容を踏まえるなど、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は認めないものとする。

ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りでない。

(3) 提出書類の返却は行わないものとする。

(4) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれがある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結後の公開とする。

(5) 提出書類で用いる言語は、日本語とし、通貨は、日本円を用いること。

16 本プロポーザルに係る問合せ先

担 当 部 署：あきる野市こども家庭部こども政策課児童館係

所 在 地：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電 話 番 号：042-558-1250（直通）

FAX番号：042-558-1117

メールアドレス：130101@akiruno-info.tokyo.jp